

[事案 23-71] 新契約無効請求

・平成 23 年 12 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

満期の預金を資金に、積立利率変動型終身保険を勧められて契約したが、生命保険との認識がないまま契約したものであるとして、契約の無効を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 6 月に、銀行員（募集人）に「孫 3 人に対して、100 万円ずつ、それぞれ必要な時に渡したい」と相談したところ、積立利率変動型終身保険を勧められて契約したが、下記のとおり、自分の意図したものではなく、募集人による募集時の説明も不十分であったので、契約を無効にして既払込保険料 300 万円を返還してほしい。

- (1) 88 歳の老齢で生命保険に入るなどとは考えておらず、生命保険契約を締結する認識を有していなかった。
- (2) 3 人の孫に相続させられる一番よい方法と説明されたが、贈与税もかからない 1 人 100 万円ずつ（合計 300 万円）を、75,000 円もの経費を使って、自分の亡くなった後との制約を受けて生命保険に入らなければならない理由はない。
- (3) 信託銀行が、生命保険の募集代理店であるとの認識がなかった。
- (4) 生命保険契約に要するコストについての説明等を受けていなかった。

<保険会社の主張>

下記のとおり、本件保険契約は有効に成立しており、また、説明についても適切に行われているので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成 22 年 6 月、募集人に対し、満期を迎える定期預金の満期金について、「使用する予定がないこと」及び「申立人の孫 3 名に渡したいこと」を言い、そのための方法を相談した。これに対し、募集人は、①満期後直ちに贈与する方法、②定期預金等に預け入れる方法、③生命保険により相続発生時に保険金として渡す方法、を提案し、申立人は、③の方法を評価し採用した。
- (2) 後日、募集人 2 名が、申立人宅を訪問し、改めて内容を説明した時にも、申立人は、生命保険を活用する方法が最も意向に沿うものと判断し、加入希望を示した。
- (3) 募集人は、申立人に対し、パンフレット等の書類を用いて、生命保険であることやコスト等について説明し、申立人はこれらを確認の上、申込書等に署名した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、要素の錯誤による無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容、申立人と募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事実により、申立人が、満期を迎えた 300 万円の預金を、「必要な時にいつでも 3 人の孫に分配したい」と募集人に申し出たと認定することは極めて困難であり、契約締結時に所定の費用が発生することも知っていたと推測されることから、仮に、申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失があったといわざるを得ず、

申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人が自署している「保険商品のご提案に際して」「保険募集に際してのお願い」には、申立契約が保険契約であることを示す記載が随所に印刷されており、保険商品は預金等ではなく、元本及び利回りの保証がないこと、銀行は保険契約の媒介を行うものであり、保険契約の主体は、契約者と保険会社であることが明記されている。
- (2) 商品パンフレットの表紙を見ただけでも、申立契約が保険契約であることは容易に分かる。また、「意向確認書（兼適合性確認書）」に列挙された確認事項からは、申立契約が保険契約であることは容易に分かる内容となっており、申立人は、全確認事項につき「はい」の欄にチェックし、かつ、自署している。
- (3) 関係証拠及び事情聴取の結果によれば、以下の事実が認められる。
 - ①申立人は、3人の孫に分ける手続を依頼したと述べるところ、申立契約は、孫への資金分配額を予め決定しておくという申立人の要請を満たしており、実際に、死亡保険金受取人として、3人の孫に対し3分の1ずつが支払われる指定がなされている。
 - ②申立人は、「意向確認書（兼適合性確認書）」の確認事項のひとつである「4. ご契約時にお払込みいただいた保険料のうち、契約の締結に必要な費用を除いた金額が積立金として積立てられます。」の「はい」の欄にチェックを付している。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。